

令和5年度

県内の対象業種に就職する学生・卒業生の

鳥取県は奨学金の返還を助成します！

最大
216万円

(無利子の奨学金を
月額6万円×72ヶ月
貸与された場合)



対象者

- 鳥取県内の企業に就職を希望する
○大学院、大学、短大、高専(4年生以上)、
専門学校の方。
○既卒者(35歳未満)の方。

対象業種

- 製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、
建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士、
幼稚園教諭の職域、農林水産業(法人等又は農林水産業
協同組合)、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金



「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金!」

助成金額

- 無利子の奨学金 貸与総額 × 1/2
- 有利子の奨学金 貸与総額 × 1/4

*上記額より、8年間×分けて支給
詳しくは資料請求ページにて記載

対象奨学金

日本学生支援機構の奨学金(I種、II種)、
鳥取県育英奨学資金 他

対象者

鳥取県内の企業に就職を希望する
○大学院、大学、短大、高専(4年生以上)
専門学校の方
○既卒者(35歳未満)の方。

簡単言うと
奨学金を返還すると、
その一部を鳥取県が
助成してくれる制度だよ

まつじですか⁈

マジよ
マジマジ!

対象業種

製造業・情報通信業・薬剤師の職域、
建設業・建設コンサルタント業、
旅館・ホテル業・民間の保育士、
幼稚園教諭の職域・農林水産業・
理容師、美甲師の職域・歯科技工士の職域

応募条件

詳しく述べると
いいかも!

次にいざれにも該当する方を募集対象とします。
1. 奨学金の貸与を受けしており、返還の予定か
または返還中の方。
2. 鳥取県内の対象業種への就職を希望する方。
3. 鳥取県内に定住することを希望する方。

普通ですね⁈

思ったより
普通ですね⁈

対象業種や応募
条件はあるけどね





令和5年度制度概要・応募方法

○未来人材育成奨学金支援助成金の支給を希望する場合は、募集要項等を確認のうえ、必ず正規雇用で就職する前に認定申請を行ってください。(就職後の申請は受付ができません)
※正規雇用で就職した後にも別途手続きが必要です。認定を受けただけでは助成できません。

認定申請方法

①認定申請書、②奨学金貸与証明書、③履歴書を郵送、持参又は電子申請により下記申請先に提出してください。(①・②は全員、③は既卒者のみ)※①は下記申請先のWEBサイトよりダウンロードできます。
※②は貸与を受けた機関に発行を依頼してください。(日本学生支援機構から貸与を受けている方で貸与期間中の場合は、スカラネットバーナルで「詳細情報」のページをプリントアウトしたものでも可。)

助成金額

| 区分 | 無利子の奨学金 | 有利子の奨学金 |
|--------|---|--|
| 助成金額 | 貸与奨学金の総額 ×1/2 (既卒者の場合は、返還残額 ×1/2) | 貸与奨学金(利子除く)の総額 ×1/4 (既卒者の場合は、利子を除く返還残額 ×1/4) |
| 助成額の上限 | 当該奨学金の貸与を受けた月数 ×3万円 <最大額> 大学院・薬学部(6年間) : 216万円 大学(4年間) : 144万円 高専、短大、専門学校(2年間) : 72万円 | 当該奨学金の貸与を受けた月数 ×1.5万円 <最大額> 大学院・薬学部(6年間) : 108万円 大学(4年間) : 72万円 高専、短大、専門学校(2年間) : 36万円 |
| 助成方法 | 助成金額を、就職後原則8年間に分けて支給(以下「助成の流れ」参照) | |

※無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、無利子奨学金が優先されます。

無利子奨学金の助成金額が助成額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

助成の流れ

①認定申請を行う(学生又は既卒者)

(※鳥取県内で正規雇用されたことがある方は対象外)

⇒対象要件を確認の上、県から認定通知を送付(定員:先着180名)



②交付申請を行う(県内の対象業種に就職後)

⇒対象要件を確認の上、県から交付決定通知を送付



③ご自身で奨学金の返還を行う

⇒各年度の返還実績確認後に助成金を支給します(※免除や立替ではありません)



④状況報告を行う(翌年度の5月末まで)

⇒在職状況、県内居住状況、奨学金返還状況を確認のうえ、助成金を支給します

⇒助成金は8年間に分けて支給します

助成期間内は毎年度、状況報告を行っていただきます



⑤実績報告を行う(助成金支給最終年度の5月末まで)

⇒県から額の確定通知を送付(助成事業完了)

≤Q&A>助成期間内に転職や県外転居した場合はどうなりますか?

⇒対象業種外の転職や県外転居は助成対象外となり、既に支給した助成金は原則返納対象となります。

対象業種内の転職や一時的な県外転勤に限り引き続き助成を受けることができます。(条件あり、詳細は問合せください)



【申請・問合せ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課

TEL0857-26-7648 FAX0857-26-8196 Email:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

検索

